

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和50年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月1日から同年11月1日まで

昭和41年9月1日から平成12年12月31日まで勤務していたA社における厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の記録がない旨の回答をもらった。昭和50年8月15日付けでA社C支店からB支店に転勤になったものの、同社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社における職員カード及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間を含む昭和41年9月1日から平成12年12月31日まで同社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の職員カードによると、C支店からB支店への異動発令日は昭和50年8月15日であったことが確認できることから、申立期間当時にB支店において元上司だった者は「人事異動の発令日から10日前後で赴任しなければならなかった。」と供述していることから判断すると、昭和50年9月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和50年11月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

沖縄厚生年金 事案 478

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 3 日から 61 年 5 月 1 日まで

私は、公共職業安定所の紹介により、昭和 60 年 9 月 3 日から 61 年 4 月 30 日までの間、A社に季節工として採用され、B工場で働いていたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に同社で勤務していたことは出稼ぎ労働者手帳や雇用保険受給者資格者証からも間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の雇用保険の加入記録（短期雇用特例被保険者）及び申立期間当時と一緒に勤務していたとして申立人から名前の挙がった同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に雇用されていたことが確認できる。

しかしながら、A社において、申立期間当時に厚生年金保険の加入記録があり、申立人と同じ季節工であったとする同僚の一人は、「会社から社会保険加入の希望の有無を聞かれた。季節工は雇用保険には加入するが、大多数は厚生年金保険に加入していない。」と述べており、別の同僚は、雇用保険の加入期間が6か月となっているが、厚生年金保険の加入期間は1か月となっているところ、「申立期間当時、季節工の社会保険への加入は自由で、ほとんど厚生年金保険には加入していなかった。給与から社会保険料が控除されると手取額が少なくなるので私も1か月で厚生年金保険をやめた。」と回答している。

また、A社では、申立期間当時の社会保険に関する資料は廃棄処分したとしており、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間及びその前後の期間において、A社で厚生年金保険被保険者資格を取得した者について、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオ

ンライン記録を確認しても被保険者整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。